

Client Alert

16 February 2026

米国商務省産業安全保障局（BIS） 、米国から 中国及びマカオ向けに輸出される AI 半導体関 連製品に関する輸出許可審査方針を改定

日本語版に関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

米国商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security、以下

「BIS」）は、2026年1月15日付で発効する[最終規則](#)（final rule）を公表し、米国から中国及びマカオの最終需要者への特定の民生品である先端半導体の輸出許可に関する審査方針を改定した。従来の「原則不許可」から、一定の条件のもとで個別審査（case by case review）へと移行する。この個別審査方針は、米国内での十分な供給、米国の第三者機関による検査実施、KYC（Know Your Customer）手続やリモートアクセス防止策の実施等に関する証明を含む厳格な要件を満たした場合にのみ適用される。最終規則で「AI commodities」と定義される個別審査方針の対象品目には、Nvidia H200、AMD MI325X、これらの同等品及びこれらよりも低性能の製品が含まれる。なお、他国からの再輸出や国内移転（in-country transfer）については引き続き「原則不許可」となる。

同日、トランプ大統領は、米国外で製造され、米国を経由して第三国へ輸出される先端半導体（例：H200、MI325X）に25%の関税を課す[大統領宣言](#)

（Proclamation）に署名した。この関税措置は、米国内の技術サプライチェーンや米国内の技術関連の製造能力に貢献する輸入貨物以外について適用されることとなっている。従って、米国からの先端半導体の輸出についての今回の個別審査方針による緩和は、まさにこの25%関税の対象となる米国へ輸入される製品をまずは対象としたものとみられる。本最終規則及び本大統領宣言は、2025年12月初旬にトランプ大統領が公表した「売上の25%を米国政府に支払うことと引き換えにH200等の半導体を承認された中国国内の顧客に輸出することを認める」という方針を実施するものである。

なお、今回の限定的な規制緩和は、2025年5月にBISが公表した、バイデン政権下で導入された2025年1月公表の「AI拡散に関する包括的フレームワーク」と世界規模で課された輸出許可要件の撤回の方針に続くものである。もっとも、正式には撤回はまだ行われておらず、これらの規制枠組みは輸出管理規則（EAR）に依然として盛り込まれている。

規制緩和の対象品目・取引

本最終規則の公表前は、米国から中国・マカオへの先端半導体の輸出許可申請は「原則不許可」とされており、再輸出や国内移転も同様であった。本最終規則では、以下の条件が満たされた輸出許可申請に限り、個別審査が可能となる。

- 米国から中国又はマカオの最終需要者への輸出であること
- TPP（Total Processing Performance、総処理性能）が21,000未満、かつ総DRAM帯域幅が6,500 GB/s未満の先端半導体であること（例：Nvidia H200、AMD MI325X）
- 申請者が必要な証明書類及びデータを提出すること

英語版アラートに関する お問い合わせ先



Alison Stafford Powell
Partner, Palo Alto office
+1 650 856 5531
alison.stafford-powell@bakermckenzie.com

複数の審査方針の適用がある場合、本最終規則の個別審査方針が優先適用されることになる。

個別審査を受けることのできる条件

個別審査を受けるには、EAR Part 748 Supplement No. 2 第(dd)項に定められた以下の証明書類とデータを提出する必要がある。

- 性能及び米国内の出荷情報の開示：性能基準値を下回り、かつ、輸出許可申請時点で同一製品の米国内の出荷数量を下回ること
- 米国内供給及びファウンドリー能力の確保：製品の供給が米国内に十分にあり、当該輸出許可によって製品を輸出しても、（通常の納品期間を考慮した上で）申請者の米国向け顧客による米国内での用途の「先端ノード集積回路」に関する既存又は新規受注に対し、履行遅滞が生じないこと。そして、製品と同程度又はより先端のノード集積回路を製造する目的で、米国の需要者のために使用されるべきグローバルなファウンドリーの製造能力が、当該輸出許可による輸出によって中国向け製品の製造に転用されないこと
- 中国・マカオ向け出荷制限：中国・マカオ向け製品の TPP 合算値が、米国向け製品の TPP 合算値の 50% 以内であること
- 需要者・需要用途に関する規制遵守：軍需関連及び軍需インテリジェンス関連や制裁対象者（Entity List parties and Specially Designated Nationals and Other Blocked Persons）を含む、EAR Part 744 で規制される需要者・用途に該当しないこと。当該規制需要者による製品へのリモートアクセス権限が付与されないこと
- KYC 及びリモートアクセス管理：最終荷受人が、厳格な KYC 手続により、EAR Part 744 で定める規制対象の需要者・用途による不正リモートアクセスを審査・防止すること
- 物理的なセキュリティ対策：最終荷受人の施設における AI commodities に関する物理的なセキュリティ対策の説明
- IaaS の要件（該当する場合）：最終荷受人又は需要者が Infrastructure-as-a-Service (IaaS) を提供している場合、申請者は次の点を確認すること：(i) 需要者及び用途に関する禁止事項を継続して遵守すること、(ii) AI commodities を用いて学習された model weights (モデルの重み) が、BIS の許可を受けていない、輸出許可書に未記載の需要者へ移転されないこと、(iii) 規制対象の需要者及び用途による、AI commodities を用いて学習されたアルゴリズムへの直接的又は間接的なリモートアクセスが不可であること
- 第三者機関による性能検査：米国からの輸出前に、AI commodities の各出荷について、米国内を本拠地とする適格独立第三者検査機関による、輸出許可申請に記載された技術的能力及び機能を確認する認証があること。認証は、当該検査機関が選定した AI commodities の代表サンプルを抽出して実施するもので可
- リモート需要者リストの提出：ベラルーシ、中国、キューバ、イラン、マカオ、北朝鮮、ロシア又はベネズエラに所在するリモート需要者、又は最終親会社がこれらの国に所在するリモート需要者のリストを提出すること

引き続き「原則不許可」となる品目

以下の取引については、引き続き「原則不許可」の審査方針が適用される。

- マカオ又はCountry Group D:5国（中国を含む）向けの、対象品目であるAI commoditiesの再輸出及び国内移転
- マカオ又はCountry Group D:5国（中国を含む）以外に所在する事業体であるものの、その本社又は最終親会社がマカオ又はCountry Group D:5国に所在する者への輸出

対応すべき事項

今回の個別審査方針の下での輸出許可申請を行う輸出者は以下の対応を検討すべきである。

- 米国内での検査：TPP、DRAM、インターネット、共同パッケージ DRAM の指標を検査する能力及び独立性を有する米国内の適格検査機関を手配し、輸出前に検査を実施すること
- 供給及び能力に関する文書化：中国又はマカオ向けの受注が、米国向け受注への履行遅滞を生じさせないことや、製品と同程度又はより先端のノード集積回路を製造する目的で、米国の需要者のために使用されるべきグローバルなファウンドリーの製造能力が転用されないことを示す記録を保管すること
- KYC 及びリモートアクセス管理の強化：KYC手続関連の資料収集を行い、指定法域における（IaaSを含む）リモート需要者リストの作成、不正なリモートアクセスの防止、及びmodel weights（モデルの重み）又はアルゴリズムの漏洩の防止のための管理措置を実施すること

詳細やご質問等については、弊所の国際通商グループまで照会されたい。

本アラートの詳細（英語）については、以下のリンクを参照されたい。

- [BIS Revises License Review Policy for Advanced Computing Commodities \(AI Semiconductors\) to China and Macau When Exported from the United States - Global Sanctions and Export Controls Blog](#)